

奈良市立大宮幼稚園運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市立大宮幼稚園（以下「当園」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもをいう。

(施設の目的及び運営方針)

第3条 当園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満4歳以上的小学校就学前の子どもに対し、適正な教育を提供することを目的とする。

2 当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律26号）及びその他の関係法令を遵守して運営する。

(事業所の名称等)

第4条 奈良市が設置する当園の名称及び所在地等は、次のとおりとする。

名称	奈良市立大宮幼稚園		
所在地	奈良市大宮町二丁目1番16号		
職員の職種、員数及び職務の内容 ※員数については4月1日時点の配置数を記載しています。	職種	員数	職務の内容
	園長	1人	職員及び業務の管理を一元的に行い、法令等を遵守させるため職員に対し必要な指揮命令を行うとともに、園児を把握し、園務をつかさどる。
	副園長	1人	園長を補佐し、その命を受け、所属職員の指揮監督を行う。また、園長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
	保育教育士	10人	教育に従事し、その計画の立案及び実施、記録、家庭連絡等の業務を行う。
	その他職員	1人	用務員
※員数については、入所人員により変動することがある。			
教育の提供を行う日及び利用時間等	う教育の提供を行	提供日	休業日以外の月～金曜日
		休業日	1日曜日及び土曜日 2国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

		3 夏期休業日（7月20日から8月31日まで） 4 冬期休業日（12月24日から翌年1月8日まで） 5 春期休業日（3月19日から4月7日まで） 6 創立記念日（6月6日） 7 その他 当園の運営上又は教育上必要がある日 で年間通じて6日以内の日
	学期	第1学期（4月1日～8月31日） 第2学期（9月1日～12月31日） 第3学期（1月1日～3月31日）
利用時間		通常保育（月曜から金曜まで） 9：00～14：00 一時預かり 通常期間（月曜から金曜まで） 夏・冬・春休業期間 14：00～17：00 9：00～17：00
利用者負担その他の費用の種類等	利用料	本市が定める特定教育・保育施設に係る利用者負担額
	一時預かり利用料	園児1人につき日額300円 (園児が子ども・子育て支援法第30条の4第1項第2号に該当する場合は園児1人につき日額100円)
	日用品及び文房具費等	教育に必要な物品の購入費用として園長が定めた額
	日本スポーツ振興センター共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）に定める額
支給認定区分ごとの利用定員	支給認定区分	利用定員
	1号認定子ども	140人

（提供する教育の内容）

第5条 当園の教育課程その他の教育の内容は、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に基づき、奈良市立幼稚園規則（昭和26年奈良市教育委員会規則第20号）に定める教育内容を提供する。

2 前項の教育の提供に際し具体的な内容は、奈良市立こども園カリキュラム（平成27年3月策定）の例による。

3 教育課程に掲げる目標は次のとおりとする。

〈教育目標〉

未来に夢をもち、たくましく生きぬく子どもの育成

（めざす子ども像）

- (1) 明るくいきいきと活動する子ども
- (2) なかまを大切にする子ども
- (3) 自分で考え、最後までやりぬく子ども

（入園手続、利用の開始及び終了に関する事項、利用に当たっての留意事項）

第6条 当園の利用を希望する場合は、入園願書に必要書類添えて提出するものとする。

2 利用定員を超える入園申込みがあった場合は、公正な方法による選考を行い、入園者を決定する。なお、入園願書は、他の市立幼稚園及びこども園と重複して提出することはできないものとする。

3 前項の選考方法、その他入園に必要な手続は、毎年度募集要項を定めて公表するものとする。

（緊急時等における対応方法及び安全対策）

第7条 当園は、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）により市で策定された「奈良市立園における安全管理マニュアル」（以下「安全管理マニュアル」という。）にのっとり、園児の健康状態の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに園医又は園児の主治医に相談するとともに、奈良市保育総務課及び園児の保護者等に連絡をする等の措置を講じる。

2 当園は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

3 園児に対する教育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第8条 当園の非常災害対策については、消防計画及び風水害、地震に対処するための計画を前条第1項の安全管理マニュアルに従い作成し、園児の避難及び関係機関への連絡体制を整備し当該体制について職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他の必要な訓練を行う等の対策を講じる。

（虐待の防止のための措置）

第9条 当園は、園児に対する虐待を防止するため、職員に対する研修等を定期的に行うものとする。

（苦情対応）

第10条 当園は、園児の保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者及び苦情受付担当者を決め、苦情に対して必要な措置を講じる。

2 当園が苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努めるとともに、必要な改善を行う。

3 当園は、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策等について記録する。

(その他運営に関する重要事項)

第11条 その他当園の運営について、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10月 1日から施行する。